「矢巾町ホームページ」バナー広告掲載取扱要領

令和２年２月 28 日

町長決裁

改正　令和４年４月２０日

（趣旨）

第１　この要領は、矢巾町ホームページに広告を掲載することに関し、矢巾町広告掲載要綱（平成１９年矢巾町告示第６８号）（以下、「要綱」という。）及び矢巾町広告掲載基準（平成３１年２月２０日町長決裁）（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　町ホームページ　矢巾町（以下「町」という。）が公開し、及び管理するホームページで、https://www.town.yahaba.iwate.jp/で始まるものをいう。

（２）バナー広告　町ホームページに表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告掲載できる者、広告の基準等）

第３　町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、要綱第３及び基準の規定を適用するものとする。

２　基準第５の規定による個別の基準として、次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

（１）閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（２）実際には機能しないもの

（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

（３）町の情報と錯誤するおそれがあるもの

（例）「職員採用情報」「災害情報」等の表現、矢巾町章の使用等

（４）　閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

（例）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

（５）その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（バナー広告の掲載ページ、枠数及び規格）

第４　バナー広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとする。

２　バナー広告の枠数は、８枠とする。

３　バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）　大きさ　　約縦５０ピクセル、横１７０ピクセル

（２）　形式　ＧＩＦ（アニメーションＧＩＦは除く）、ＪＰＥＧ又はＰＮＧ

（３）　データ容量　８キロバイト以下

（広告の掲載期間）

第５　バナー広告を掲載する期間は、１月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

２　各月の広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）及び広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、町が別に定めるものとする。

３　町は、前項の広告掲載開始日及び広告掲載終了日を定めたときは、町ホームページ等に掲載するものとする。

（広告主の募集）

第６ 広告主の募集は、町と広告掲載に関する契約を締結した広告取扱業者又は町が行う。

（広告取扱業者の資格要件）

第７　バナー広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）の資格要件は、次のとおりとする。

（１）　矢巾町競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（広告取扱業者の業務）

第８　広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

（１）　広告主の募集、審査申請等の受付代行

（２）　町との連絡調整及び町へのバナー広告データの提出

（３）　広告主との個別契約及び代金回収

（４）　その他附帯する事項

（広告取扱業者の募集）

第９　広告取扱業者として当該業務の請負を希望する者は、町が指定する日までにバナー広告取扱希望申請書（別記様式）を提出しなければならない。

２　町は、前項の申請書を受理したときは、第７に規定する資格要件を審査の上、資格要件を備えていると認められる者に対し、見積を依頼するものとする。

（広告掲載料）

第１０　広告掲載料は、別表のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　広告主は、町が定める金額の広告掲載料を、町の指定する期日までに納付するものとする。

（広告掲載の申請）

第１１　バナー広告の掲載を希望する者は、掲載希望月の前月１０日までに町に要綱第５第１項に規定する広告掲載申請書（様式第１号）を提出するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。

２　前項の広告掲載申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　会社概要等、業務内容等が確認できるもの（当該年度の直近４箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（２）　印鑑証明書（当該年度の直近４箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（３）矢巾町に納付すべき法人町民税（個人事業主にあっては個人町民税）、固定資産税に係る直近２箇年分の納税証明書

（４）　消費税及び地方消費税に係る直近２箇年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書（矢巾町に納付すべき税がない場合に限る。）

（５）　広告に表示する資格、許認可等の証明が確認できるもの（当該年度の直近４箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（広告の変更）

第１２ 広告主は、バナー広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、要綱第５第１項に規定する広告掲載変更申請書（様式第１号）を変更しようとする日の２０日前までに町に提出するものとする。この場合、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。

（掲載の取消し等）

第１３　町は、要綱第１１の規定によりバナー広告の掲載を取り消すときは、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて通知するものとする。

２　町は、第１項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、広告取扱業者又は広告主が町に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

３　町は、第１項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第１４　広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

２　広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。この場合、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて申し出るものとする。

３　町は、第１項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、広告取扱業者又は広告主が納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第１５　町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第１０の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が１か月単位につき１日未満の場合は、返還しないものとする。

２ 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（実施期日）

第１６　この要領は、令和４年４月２０日から実施する。

別表（第１０関係）

掲載期間	広告掲載料
1か月	5,000円
3か月	14,000円
6か月	26,000円
12か月	48,000円

別記様式（第９関係）

バナー広告取扱希望申請書

年　　月　　日

矢巾町長　　様

（申請者）
住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
電話番号　　（　　）
（業者登録コード　　）

矢巾町ホームページ広告取扱請負業務の見積合わせに参加したいので申請します。なお、次の内容について虚偽がないことを宣誓します。

記

１　矢巾町競争入札参加者資格があり、かつ指名停止等の措置を受けていないこと。
２　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※本申請の窓口となる担当者

所　　属		電話番号	
職 氏 名		ﾌｧｯｸｽ	
書類等送付先住所	〒　　－	E－Mail	